

一般社団法人
富士山木造住宅協会会員各位

平成 24 年 3 月 1 日

一般社団法人
富士山木造住宅協会
会長 寺崎 幸治



第 3 回定期総会開催について

謹啓、時下益々ご清祥のことと御推察申し上げます。
平素は本協会事業運営にご支援を賜り厚くお礼申し上げます。
つきましては、下記日程により、第 3 回定期総会を開催致します。
ぜひ、ご出席賜りますようご案内申し上げますとともに、総会を
成功に導くために特段のご協力を賜りますようお願い申し上げます。
敬具

記

- 1、開催日時 平成 24 年 4 月 13 日（金） 13 時 00 分より
- 2、開催場所 ホテルグランド富士（富士市平垣 8-1）
- 3、「第 1 部 総会」 提案事項
第 1 号議案 平成 23 年度事業報告について
平成 23 年度収支決算報告について
平成 23 年度監査報告について
第 2 号議案 理事選任について
平成 24 年度事業計画（案）について
平成 24 年度収支予算（案）について
- 4、「第 2 部 基調講演」（14:30～15:30）
演題 「住宅業者が知っておくべき最新のトラブル回避策と新しい
法政策について」
富士山木造住宅協会 顧問弁護士
弁護士法人 匠総合法律事務所 代表社員弁護士 秋野 卓生様
「第 3 部 事業説明」（15:30～16:00）
平成 24 年度事業 地域ブランド化事業 概要・申請業務説明
事務局より
- 5、懇親会 （懇親会会場：ホテルグランド富士）
*総会終了後に開催致します。（予定 16:15～17:30）

6、出 欠 下記により 3月20日までにFAXにてご回答下さい。

出 欠 回 答 書

第 3 回 定 期 総 会

日時：平成 24 年 4 月 13 日（金） 13：00 より

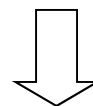
会場：ホテルグランド富士

懇親会にはたくさんの方のご参加をお待ちしておりますので、ぜひ参加申込みをお願いいたします。

1. 出席

懇親会参加

会社名 _____



氏 名 _____

する・しない

氏 名 _____

する・しない

2. 欠席

会社名 _____

FAX 返信：0545-35-3569

委 任 状

第 3 回定期総会の議決について、議長に一任致します。

平成 24 年 月 日

会社名 _____ 印

*出欠回答書をFAX後、欠席の場合は委任状に記入押印の上ご投函
下さいます様お願い申し上げます。

弁護士法人 匠総合法律事務所 代表社員弁護士

秋野 卓生様 プロフィール



秋野 卓生

代表社員弁護士

経歴

・ 慶應義塾大学法学部法律学科卒業

平成10年 4月 第二東京弁護士会に弁護士登録(50期)
飯田・栗宇特許法律事務所勤務

平成13年 4月 秋野法律事務所開設

平成15年 4月 匠総合法律事務所開設

平成18年11月 弁理士登録

同月 大阪弁護士会に弁護士登録

平成22年 3月 第二東京弁護士会に弁護士登録



住宅建築のトラブル回避&解決

過去5年間に各裁判所にて言い渡された最新の住宅・建築判例をマンガ・イラストを多用しながら分かりやすく解説した書籍です。判例解説のほか、紛争解決の際の合意書などの書式のご紹介をさせていただくなど、紛争予防を果たしたい住宅会社にとって必携の一冊です。

特に慰謝料をめぐる判例の解説では、瑕疵が軽微であるにもかかわらず、過大な補修費用を求めることは出来ない旨の判決例を多く紹介し、現実的な慰謝料の相場を解説している点、シックハウス訴訟に関する様々な判決を整理して解説している点で高い評価を得ております。



マンガによるQ&Aがわかりやすい 安心・安全のための家づくり -早い・安いに騙されるな!-

秋野弁護士が消費者向けにトラブルに遭わないための法律知識を解説しております。そして本書の末尾では「住宅業界は「お客様」と呼ばれる読者の皆様方の意識が変わらないと本当に変わりません。家づくりを検討している皆様方はもちろんの事、皆様方と同様、理想の家が欲しいと切望している方々のためにも、「コンプライアンスの意識が高い」業者を業者選定基準の一つに加えてください。」との明確なメッセージが記されております。顧客に対するサービス重視によりローコストとの差別化を図りたい住宅会社の皆様方にもご一読いただきたい本です。



工務店が知っておくべき法律知識

ある大手会社の請負契約約款が消費者契約法違反であるとの判決が出された事案を物語り風に解説した書物です。顧客に対する正しい対応方法を自然に学ぶには最適な一冊であると言えるでしょう。



工務店経営者のための戦略的法務

工務店が知っておきたい法律知識を解説すると共に紛争対応法務、予防的法務の域を超え、戦略的法務の実践により、法律に積極的に取り組むことによって企業価値を高める事の重要性を解説する一冊です。



住宅リフォーム業者が知っておくべき法律知識

秋野が工務店代理人として闘った住宅リフォームトラブルを基に、リフォーム裁判の実際を解説した書物です。激しいクレームに対して歯を食いしばって工事をした工務店の社長。最終代金をもらえず、法律事務所の門をたたき、最終的に勝訴判決に至るまでの過程をわかりやすく解説しています。また、住宅リフォーム業者が知っておくべき特定商取引法の解説やトラブル防止策の解説もしており、住宅リフォーム業者必読の1冊です。



これだけは知っておこう！住宅営業マンのための個人情報保護法

「個人情報」とは、「生存する個人に関する情報で、氏名や生年月日などによって特定個人を識別可能なもの」を指します。したがって、例えば、「〇〇様邸新築工事」など個人名が記載されている設計図書や見積書も個人情報となるわけです。住宅営業マンは、沢山の個人情報を取り扱うこととなりますので、個人情報保護法の知識は不可欠です。この個人情報保護法を「住宅営業マン」の視点から端的にまとめたのが本書です。ポケット版になっていますので、背広の内ポケットにも入るサイズです。住宅営業マン1人に1冊携帯していただきたい本です。